

# 韓国5.16革命政府下における中等教員養成制度の改革試図

広島大学大学院 張 龍熙

한국 5.16 혁명정부의 중등교원양성제도 개혁시도

히로시마대학대학원  
장용희

本研究は 1950年代後半、韓国に 있어서의 사법대학과 문리과대학간의 중등교원양성제도를 둘러싸고 일어난 논쟁을 중심으로、이 논쟁이 5.16 혁명정부의 교원양성제도의 개혁과정에 어떻게 영향을 미쳤는가를 고찰한 것이다。

논쟁의 발단은 사법대학 졸업자의 졸업후의 배치와 관련 일반대학 출신교사의 채용을 제한한데서부터 시작되었다。문리과대학 측은 교사채용에 있어서의 기회균등과 사법대학의 교육대학에의 개편을 주장하였고, 사법대학은 전문적 교원양성기관으로서의 사법대학 존치의 당위성을 주장하였다。

그러나, 양대학간의 교육과정의 유사성, 대학간 행정의 불협화, 문교부의 교원양성정책의 이념의 부족등이 거듭쳐, 논쟁은 점점 에스컬레이트했다。이러한 가운데 5.16 혁명정부에 의해 대학정비정책이 시행되어 사법대학의 대폭적인 학과의 감축과 일반대학의 교직과가 폐지되었다。그데 신 일반대학 졸업자가 교사가 되고자 할 때에는 다시 일년간 교육을 받아야 하는 교육연수원이 설치되었다。그러나, 교육연수원은 모집정원의 미달등 운영의 실패로 설치된 지 일년만에 폐지되기에 이르렀다。

종래 교육연수원은 5.16 혁명정부의 이질적인 교원양성제도로만 인식되어 왔지만 본 연구는 이 제도가 교원양성제도를 둘러싸고 5.16 혁명정부 이전부터 계속되어 온 교과전문주의와 교직전문주의의 커리큘럼 논쟁임에 주목, 당시의 교육전문가들의 교육학적 자유가 어떻게 제도적으로 표현되었는가 하는 제도형성과정을 고찰한 것이다。

구체적으로 본 연구에서 고찰된 연구문제는 다음과 같다。

- I. 문리과대학과 사법대학간에 논쟁이 일어나게 된 사회적 배경은 무엇인가
- II. 문리과대학과 사법대학간에 일어난 논쟁의 내용은 무엇인가
- III. 중등교원 양성제도를 둘러싼 정책결정 사이드의 움직임은 어떻게 하였는가
- IV. 교육연수원 설치와 폐지의 경위는 어떻게 하였는가

## I. はじめに

韓国における1950年代の後半から60年代はじめにかけての時期は、韓国中等教員養成制度史の中でも重要な転換をなした時期である。というのは、1945年の解放直後の混乱と1950年の韓国戦争（朝鮮戦争）の試練を克服し、自ら中等教員養成制度の方向について新しい展望を立て、試み、そしてその挫折を味わった激動の時期であったからである。その転換の契機は、1953年の「教育公務員法」の制定とともに教員の資格基準が示され、教員の資質を法的基準の上で考えることができたからである。

しかし、この法的基準は教員資格の基準を定めたものの、内容的に支えるまでにはいかなかった。そして、続く中等教員養成の質的低下に対する改善の方向は、当時のアメリカ教育使節団の教育に関する

する助言や、諸外国から帰国した多数の留学生たちによる教育学情報の流布に刺激され、一般大学卒業者にはさらに卒業後もう1年の教職教養に関する課程が望ましいという方向と師範大学の教育大学への改編へ向けられた。

しかし、当時、国家経済の貧窮に伴い、大学卒業者の就職率の低迷の中で、教職は主要な就職先になり、そこから文理科大学と師範大学とのいわゆる「学問の教師」と「方法の教師」という教科専門主義と教職専門主義との対立が生じた。そして、その対立は、1961年5月16日に成立した革命政府の急進的教育改革によって「教育研修院」の誕生へと帰着したのである。韓国で初めての第5年課程（1年特別教職課程）の中等教員養成機関の試みである。従来、教育研修院についての研究は、金英宇、金鍾喆両氏により部分的に触れられたことがある。金英宇氏は彼の著書「韓國中等教員養成教育史」の中で教育研修院を、5.16革命政府が意欲的に中等教員養成制度を改革しようとしたものと説明し、その制度の概要を紹介した。また、金鍾喆氏は彼の著書「韓國高等教育研究」のなかで中等教員養成機関をめぐる文理科大学と師範大学側の論争が、5.16革命政府の「教育研修院」設置に深く関係しているとの示唆をしている。このような両氏の概要的及び示唆的言及を除けば教育研修院についての研究は殆どなされていないと言えよう。しかし、教育研修院設置の動機となった文理科大学と師範大学との論争がどのようにして起こることになったのかという社会的背景について、さらに、この教育研修院の原型とも言える教育大学案が文教部の諮問機関である教育特別審議会で論議されたことがあるとの事実など、糾明しなければならない点が多く残っている。

本研究は、このような問題意識から出発して、1950年代後半から始まった文理科大学と師範大学との論争、師範大学が批判の対象になった社会的背景、教育審議会での検討、中等教員養成機関としての教育研修院の設置などを関連的に取り上げ、1950年代後半から5.16革命政府に至る期間において、韓國の中等教員養成の理念と制度の改革試図の動きを統一的に把握しようとする試論である。

## II. 1950年代における大学の状況

### (1) 教育公務員法の制定と教職課程の設置

1953年の教育公務員法が制定される以前の中等教員の養成は、ソウル大学校師範大学をはじめ、全国三つの師範大学と私立の梨花女子大学校師範大学で行われてきた。また、当時における教員不足問題のため、全国の大学校には修業年限2年の臨時教員養成所が9ヶ所設けられていた。しかし、当時は教員資格に対する明確な資格基準もなく、教員不足問題に襲われ、個別学校における教員の採用基準は必ずしも一様ではなかった。

さて、1953年4月18日の「教育公務員法」の公布があった以後の1954年11月11日には文教部令第39号で「教育公務員資格検定令施行細則」が制定された後、一般大学における教職課程制度を法的に確定した。そこには教員になるための教職教養が義務づけられ、教員養成の専門化への道を開いた。しかし、その施行細則では、教職課程の設置について「教員の需給上必要な場合に限って、文教部長官は遅くとも学年度開始3カ月前に公告し、<sup>1)</sup>教職課程認可志願学校の申請を受け、学年度開始40日前にその認可の承認可否を決定して通告する」と定められた。このことによって、教職課程設置に関する文教部の直接的な統制の道が開かれ、教職課程の設置は毎年文教部の教員需給政策に左右されるという不安定な位置におかれることになった。

## (2) 高等教育機関の膨張と教職課程の制限

解放後の1950年代には、多くの高等教育機関の新設が行われた。次の表1に示すように、高等教育機関の数は解放直後に比べるとわずか12年の間に約3倍の増加をはたし、高等教育機関の教員数も3倍、生徒数は10倍以上の拡大をみた。

表1 各年度別高等教育機関の拡大

年 度	学校数	教員数	学生数
1945	26	978	7,879
1950	47	1,100	11,358
1952	54	1,823	31,342
1954	66	2,400	62,663
1956	74	2,626	84,996
1957	79	3,055	80,142

(出所：金鍾喆『韓国高等教育研究』

培英社、1979年、77頁。)

このような高等教育機関の拡大について、解放後から韓国教育再建に尽力してきた吳天錫は、大学が急膨張した原因として、国民の向学熱、文教部の大学門戸開放主義、義務教育の推進による就学率の上昇、学齢人口の激増、大学観の変化、学校設置基準の物的条件への重視、大学生に対する徴兵保留措置、就職難などを挙げている。<sup>2)</sup>高麗大学校教授の金敬洙は、特に大学の量的膨張の直接的契機は、1951年2月18日の大学生徴兵保留措置であると指摘しながらこう述べている。

「大学生に対する徴兵保留措置によって、各大学には志願者が殺到した。大学はこのように殺到する志願者をできるだけ多く受容するため、学科の増設を図った。一方、文教部の教育の普遍化を

志向する大学開放化政策によって、これら多くの学科の設置が認められた。その結果、設置の容易な人文、社会系学科はほとんどの大学で設置されるようになり、学科や科目に限っていえば、大学間の特色や差別がつかなくなってしまった」と。

一方、韓国戦争以来国家経済の全般的疲弊のため、大学卒業者の就職率が低いなかで、各大学の多くの卒業者が国民学校、中学校、高等学校の教員へ進出し、1955年各大学に教職課程が設置される以前にも、多数の大学卒業者が実質的に教員として進出していた。それが、1953年教育公務員法によって、その資格要件が明文化され、1954年の教職課程の設置によって、一般大学の卒業者が中等教員の主要供給源となったのである。また、上述したように、当時における大学卒業者の低い就職率の中で、大学に設置された教職課程は、多数の希望者が志願し、多くの大学が教職課程の設置を積極的に進めた。1956年文教部師範教育課長であった金永敦は、当時の状況を次のように語っている。

「産業界への就職の道が困難になると、教員希望者が増えてきた。一般大学の教職課程設置熱はだんだん高まり、文教部は彼らの懇請に拒否できず、設置基準に満たない大学にも教職課程を認可したことがあった」これによって、設置された一般大学の教職課程は、1955年には23大学、1956年には29大学であった。<sup>5)</sup><sup>6)</sup>

一方、全国に9カ所に設置されていた臨時中等教員養成所から多数の中等教員が輩出されたため、1955年度からは、一部の師範大学卒業者の教職への就職が出来ない状態が生じた。国費によって養成された師範大学卒業生が就職することができないという現状が、文教部師範教育課の中で大きな課題になった。

そして、文教部は、現在各大学に設置されている臨時教員養成所の段階的な廃止と師範大学の定

員の縮少、一般大学教職課程の出身の教員採用問題を論議した。<sup>7)</sup>一方、1956年11月29日文教部の諮問機関である教育特別審議会は「高等学校教員資格について、一般大学卒業者に教員資格を付与しない」と合議し、<sup>8)</sup>そのことを文教部に建議した。その建議に基づいて、文教部が1957年度からは文理科大学に設置する教職課程の認可を制限する一方、全国市道教育委員会及び高等学校に対して、<sup>9)</sup>教員採用において師範大学卒業者を優先的に採用することという通牒を出した。この通牒公文の原本は、今なお確認できないが、しかし、文教部は「1957年度文教行政重要施政業績」の中で「中等学校教員需給において、1955年度師範大学卒業者を各市道に配置した結果需要数を超過したので、1956年12月25日から一般大学卒業者の新規採用を禁止して、師範大学卒業者を優先的に採用した」<sup>10)</sup>と言及、一般大学卒業者の教職への統制と師範大学卒業者の優先的配置を明らかにした。

### III. 師範大学と文理科大学との論争

#### (1) 全国文理科大学長会議の建議と尹宅重法律案

このような文教部の措置に対して、文理系大学側は、1958年1月と6月に全国文理系大学長会議を開き、文理系大学卒業者の教員資格問題と教員採用問題を討議した後、当時の教員養成制度の改編を要求する「建議文」を採択し、文教部長官と中央教育委員会、そして、国会に提出した。その建議文の内容は、

- ①一般大学卒業者と師範大学卒業者との間に教員採用に於て機会を均等にすること。
  - ②教員の質的向上のために教員資格国家試験制を採択すること。
  - ③師範大学は、これらを廃止し、代わりに一般大学卒業者が入学する1—2年制の「教育大学」へ改編すること。<sup>11)</sup>
- などであった。

一方、このような文理系大学長会議の建議案を受けた国会では、1958年7月10日、尹宅重議員外<sup>12)</sup>28人が「教育公務員法中改正法律案」を文教委員会に出した。その内容は次のようなであった。

教育公務員法第4条を次のように改正する。

- ①教員の資格を正教師（1級、2級）、准教師、特殊教師、養護教師に分けて、別表第2号の資格基準に該当する者として、教員国家試験に合格し、文教部長官の授与した資格証を持った者でなければならない。
- ②前項の教員国家試験に関する事項は大統領令で定める。

このような法律を提案した趣旨とは、「現行教育公務員においては、特定の学校を卒業した者に対する試験なしに資格証を与えていた。しかし、教員の資質を飛躍的に向上する必要がある。特定の学校を卒業したことだけでは不足し、厳格な国家試験を通過させなければならない。このような制度は弁護士、医師などがそれぞれの国家試験を賦課していることを考えれば妥当なことであろう」と提案理由を明らかにすることによって、要するに教員はどの種類にかかわらず国家試験を通過しなければならないとして、教員の質を一定の水準で統制する必要性があると主張したのである。<sup>13)</sup>

無論、これに対して、師範大学は「師範大学の特性を無視する語不成説」と猛反発したが、この時点から文理科大学と師範大学との間に深刻な論争が交わされることになったのである。<sup>14)</sup>

## (2) 論争の内容

文理科大学と師範大学との論争は、一定の公開された場所で行われたものではなく、新聞や雑誌などを通じて散発的に行われた。しかし、そのため、論争に参加した人数が多くなり、また長期的に行われることになったのである。ここでは、紙数の関係上その幾つかを取り上げることに止めよう。

まず、尹宅重法律案に対して、ソウル師範大学長の李鐘洙は、国家試験は、試験自体が下級学校の教育を歪める恐れがあり、また人間教育を目標とする教員の人格を一時的試験では測定できないことを述べた上で、「士官学校卒業者と一般大学卒業者とを区別なく試験を課して将校に任命するつもりなのか。軍の幹部は士官学校で、中等教員養成は師範大学へ委ねるべきではないか」と主張<sup>15)</sup>しながら、尹宅重法律案の不当性を批判した。しかし、同誌の元教育特別審議会委員であった俞鎮午の寄稿文は、「まず、教員という職業を師範大学卒業者のみが独占しようとする考え方は、言語道断である。これはまるで国會議員は政治学科卒業者のみがなれるし、公務員は法律学科卒業者のみがなれるということと同じである」と言いながら、「医者は医学を勉強した者でなければならぬが、教員は教育学を勉強した者のみができるものではなく、国文学や、数学や、ある学問の上に、教育の理論と経験を重ねることによってできるものである」と言い、「教育学」自体のみが専攻対象ではないことを強調したのである。<sup>16)</sup>当時におけるこのような論争は、それぞれの大学の大学院生を巻き込むまでに広がるが、慶北大学校における文理科大学生と師範大学生との論争は、お互いに面子を考えずに問題の核心にまで述べ切ったことで特に注目される。1960年5月30日から7月18日にかけて『慶北大学報』で行われたこの紙上討論で、文理科大学の楊海守が、「師範大学の存在理由を上げる前に、師範大学廃止論がでてきた理由を考えてみろ。数学公式のように明確ではない両大学の存在的矛盾と性格上の近似点を銘記することではないか・・・現行の師範大学、文理科大学の教育過程(PROCESS)を直視すべきである」といいながら、「教員は師範系大学のみで養成するものではない。教員になる者は教職教養と同時に一般教養と専門教養を築かなければなるまい。先進国では、教員養成課程において一般教養30%以上、専門教養50%以上、教職教養10%以上を履修するのが普通である。師範大学でも30%以上の一般教養と50%以上の専門教養を履修しなくては教員にはなれないし、その際、10-20%の教職教養を、師範大学擁護論者がまるで師範大学だけができる専売特許のように考えていることは、間違いただろう」と述べ、教員養成における教科専門の重要性<sup>17)</sup>を強調したのである。しかし、これについて師範大学の大学院生の安泰潤は、「良い教育は専門教員養成を受けたもののみ期待できる。そのため、先進国でも教員養成の専門機関として、師範大学を設立したのである。純粹な学問研究と一般教養のための文理科大学とはこの点で区別できる・・・師範大学の教育は、継続的な過程であり・・・高度の教育技術の修得のため生徒との生活経験を重視し、また実習経験を重ねることを重要原則としていることは、専門的な教員養成がいかに重要であるかを示しているもの」ではないかと反駁した。しかし、同じ紙面に楊海守は次のことを質問し、教員養成の基礎を支える「教職教養」の本質に対する疑問を示した。つまり、「継続的な過程である師範教育の結果はどこで現われているのか。高度の教育技術を修得しなければならないと言っているがそのような技術が一体どのような役割を果たしているのか」と。

## (3) 文理科大学の師範大学批判の背景

当時において、師範大学はなぜ文理科大学から非難を浴びることになったのだろうか。当時、發

行された新聞や雑誌の記事をみると、師範大学の教育実践の不充分を指摘する論調が圧倒的に多い  
<sup>20)</sup>  
が、同時に、それに反対する意見も散見される。

しかし、当時における文理科大学の師範大学論争の背景には、確かに、共通して認められている  
ことが存在した。それは、およそ次のように3点で集約されよう。

つまり、①文理科大学と師範大学との教育課程の類似性、②大学間行政における問題点、③文教部  
教員養成行政における問題点などがそれである。

第1点は、教育課程の構成上における問題点が挙げられる。教員養成において師範大学は、一般  
大学とは異なる教育課程を持つことを期待されていたが、実際の師範大学の教育課程の構成は、文  
理科大学のそれと変わらないという批判であった。例えば、成均館大学校の教育学科長であった許  
鉉は、「文理科大学には英文科があり、師範大学にも英語科があるが、この二つの間にはどういう  
<sup>21)</sup>  
点が違うのか」と指摘している。<sup>22)</sup>當時、ソウル大学校文理科大学の李駿河学長も、「現行師範大学  
の教育課程と文理科大学の教育課程を比較してみると大半が同じで、1学期なら履修できる教職科  
目20余単位だけが異なる」と言い切ったのである。また師範大学の教職員の問題にも言及したもの  
があり、例えば、ソウル大学校師範大学教授の徐明源は、初等教員養成機関としての教育大学の設  
置と教育大学教職員の性格にふれながら、「教育大学は教員を養成する特殊な大学なので、そこに  
勤務する教職員は、学問だけに没頭する学者としては適当ではない。師範大学教授もこの点で反省  
しなければならない。端的に言って（師範大学の教授の中で）文理科大学の教授と違うところがな  
<sup>23)</sup>  
い教授が大半である」と言った師範大学教授の自己批判が注目される。

第2点は、大学間行政における問題点があげられる。例えば、<sup>24)</sup>當時ソウル大学校文理科大学教授  
であった李寅基は、1946年8月のソウル大学校国立大学案が「十分な計画と財政の後押しもなく、  
にわかに実施されただけに、ただ学校の看板だけを替えたに過ぎなかった。分散された単科大学が、  
各自独自性を持って、独立的であり、場合によっては単科大学同士で衝突が生じるときもあった。  
それにもかかわらず、大局的立場でこれを調整し、大学全体を健全な方向へ導く推進体がない」と  
大学行政の不協和を指摘している。このような彼の考え方を、1960年5月の文教部、USOM  
(United States Operations Mission) の共同調査報告書の『韓国国立高等教育機関実態調査報  
告書』でも裏づけている。同報告書は、「極端な権力分散型としてのソウル大学校」を批判し、その欠点として、次のようなことを指摘している。「一般教養の授業が、いろいろな大学で重複して  
行われている。転科や広範囲の選択科目の履修など、総合大学になることによって享受できる多くのメリットが拒否されている。大学本部の機能と事務が単科大学ごとに二重に行われていて経費が  
<sup>25)</sup>  
加重し、わずかな財政さえ必要に浪費されている」と。

第3点は、文教部の教員養成行政における問題点が取り上げられる。例えば上記の徐明源は、師  
範教育行政について次のことを述べている。

「教育自治制が実施されているにもかかわらず師範教育政策は中央集権的である。重要な政策は文  
教部、特に主務課である師範教育課で決められる。しかし、現実的に同課課長を、政策の構想の時  
間的な余裕もあたえないまま更迭してしまう。過去2年間に5回も交替され、課長の在任期間は平均  
5カ月にも及んでいない。人事異動がこのように頻繁であると、前課長の樹立した政策を新課長が  
<sup>26)</sup>  
執行する事になり、政策の原精神と実際行政との乖離が生じるのは当然」と。これは前述の  
USOMの報告書でも同じように指摘しているし、前記の李寅基も次のように述べている。「現行

韓国の行政機構の短所として、国立大学に対する行政責任と指導力の貧弱性を指摘しているUSOM報告書通り、政治情勢の変動に従って動く文教部長官とその補佐官の手に大学行政が委ね<sup>27)</sup>られているだけで、一貫性のある政策の樹立とそれを強力に実施する行政力が欠如している」と。この点については、当時の文教部師範教育課長であった金永敦も「文教部は政策決定に無誠意であつ<sup>28)</sup>たし、師範教育機関に対して支援はしないで、ひいては師範大学無用論に加担したこともある」と証言しているのである。

#### IV. 教育特別審議会と中等教員養成制度の改革の方向

<sup>29)</sup> 教育特別審議会は、文教部長官の諮問に応じて教育法規、教育制度及びその他これに関連する重要事項を研究審議するために、教育者及び教育に理解が深い各界の名士45名で構成され、1955年10月29日に第1次教育特別委員会を開催した。以来1957年6月27日に解散するまで1年8ヶ月の間に亘って数々十次の分科委員会及び全体会議を開催し、教育全般を検討審議した。最初、教育特別審議会は師範学校の教育大学への改編が主な議題になったが、委員の中では師範学校が教育大学へ昇格するなら、師範大学は当然4年制（2年制師範大学の場合）または5年制教育大学へ改編しなければならないとの意見が出た。また、それに伴って、一般大学卒業者はさらに、1年間教職に関する教育を受けなければならぬことを論議した。その時教育特別委員会で出た中等教員養成制度に関する意見は次のようにある。

- ①師範大学を5年制へ改編して中等教員の質を向上させると同時に、一般大学卒業者も師範大学で1年間教職課程を履修した後に、5年制師範大学卒業者と同一の正教師資格証を与える。
- ②現師範大学を1年ないし2年の教育大学へ改編して、一般大学卒業者を入学させる。
- ③現行の制度の通り、中等教員養成機関は4年制師範大学とする。ただ中等教員の資格は師範大学出身者のみに与えることで、文理科大学出身者には正教師資格証を与えない。
- ④師範大学や一般大学を問わず、教員になりたい者には国家試験を課する。
- ⑤従前の通りに師範大学と一般大学教職課程を並行する。

その中で、①と③の意見が最も有力な意見になり、この2つの意見を票決へ付した結果、出席議員20名中、①に賛成が9名、③に賛成が10名となって、結局中等教員の資格は師範大学卒業者のみに与えることに決定し、それを文教部に建議したことは上述した通りである。しかし、その建議に対する反対の声が多かったため、1957年6月27日の最終答申では、「中等教員は高等学校卒業者を文理科大学側の激しい反対のため、<sup>31)</sup>教育大学で養成することにし、また、教育大学以外の一般大学卒業入学資格とする修業年限4年制の教育大学で養成することにし、また、教育大学以外の一般大学卒業者が教員になろうとするときは、<sup>32)</sup>教育大学でさらに1年間教職教養に関する教育を履修しなければならないこと」としたのである。この答申を見る限り、中等教員養成は、師範大学が改編された教育大学の設置と、その教育大学で、一般大学出身の教員養成のための1年間の教職教養に関する教育が用意されていたと解釈するべきである。しかし、他の内容の答申内容も含めて、「教育年限が長過ぎ、<sup>33)</sup>国家財政事情に合わない理想的なものである」という批判があるように、その時点では、すぐには施行に移らなかった。

## V. 「教育研修院」設置とその廃止

### (1) 大学整備政策と教育研修院の設置

このような文理科大学と師範大学の論争が進行する内に、1961年5.16革命政府は革命政府の急進的な政策遂行的性格をあらわに、1950年代における異常な大学膨張と大学設置基準に満たない大学の整備のため、同年8月16日「大学整備案」を出した。その「大学整備案」を見ると、その整備方針として「同一大学校内に設置された単科大学中教育内容が類似する単科大学は、これを統合する」と言明。「4年制師範大学はこれを廃止し、教育大学院とする」また、「総合大学校の文理科大学は、師範大学の廃止と教育大学院の新設などを考慮して設置学科を調整し、増設または廃科する」ということを明らかにした。<sup>34)</sup>つまり、学科が文理科大学の学科と重複している単科大学は、文理科大学の学科が基幹学科であることを考慮し、その単科大学は廃止される運命となり、師範大学は廃止されることになった。<sup>35)</sup>しかし、それに対する師範大学の反発が表明されると、同年9月5日「国立大学整備節次」では、師範大学の廃止は免れたが、大幅の学科の縮小と教育大学院の設置が予定されることになった。<sup>36)</sup>しかし、尹泰林学長の他2人の教授の罷免などを伴う激しい師範大学の反対にぶつかり、実際1961年12月9日、政府が「学校整備基準令」を公布する際には、教育大学院の設置は一旦保留されたが、予定通り大幅な学科の縮小が行われ、師範大学には文理科大学にない学科のみが残り、文理科大学と重複している師範大学の各学科は全部廃止されることになった。例えば、ソウル大学校師範大学の場合、体育学科、家庭学科、科学科（理科）、社会生活科（新設）だけが残された。<sup>37)</sup>一方で、一般大学の教職課程は廃止され、代わりにソウル大学内に師範大学とは別に「教育研修院」が設置され、そこで一般大学卒業者は、もう1年間の教職教養教育を集中的に受けた後、中等教員になれるようになったのである。「教育研修院」は、最初その設置目的を、①学部<sup>38)</sup>課程での中等教員養成の止揚、②教員養成の門戸開放、③優秀な教員の養成・供給と宣言し、その学則第1条は、「本研修院は教職に関する専門的素養を涵養することによって優秀な中等教員を養成することに目的がある」としていて、その機関が専ら教職教養専門教育機関であることを明らかにしている。その上で、第9条ではその修業年限を1年とし、第10, 11, 12条で、教育課程の内容を示し、<表2>のように9科300名の定員を以て開院されることになった。<sup>39)</sup>

表2 教育研修院の学科別学生定員

設置学科	学生定員
国語科	30名
数学科	30名
農学科	50名
商業科	40名
外国語科	30名
音楽科	40名
工業科	30名
水産学科	10名
美術科	40名
計	300名

表3 教育研修院の教育課程

一 学 期		二 学 期	
教 科 目	単位数	教 科 目	単位数
教育原理	2	学校行政	3
教育史	1	教育課程	3
教育社会学	3	精神衛生	3
教育心理	3	各科演習	3
青年発達	3	教育実習	10
生活指導	3		
教育評価	3		
各科指導	3		
計	21	計	22

<表2>は、「1962年教育研修院学生募集要綱」より作成し、<表3>は、大韓教育聯合会「中等教員養成制度に関する研究」（政策研究第17輯、1973）297頁から引用

また、教育課程は、<表3>のように、教職科目のみで構成し、履修単位は合計43単位であった。院生には入学金と授業料が免除された。

このような教育研修院の学科と教育課程を見ると、農業、工業などの実業系科目と音楽、美術などの芸能系科目が主な学科として位置づけられており、教育研修院が実業系大学や芸能系大学卒業者の教職教育機関としての役割をしていることが分かる。また、教科目はすべて教職教養科目を中心に編成されていた。すなわち、一般大学卒業者として教員になる者については教職教養に関する教育を義務的に課そうとすることが窺い知れるのである。

このようにして、教育研修院は開院のための手続きに入り、4月6日から13日まで入学願書を受け付けたが、募集定員を大きく下回る97人だけが応募することになった。<sup>40)</sup> 4月16、17両日に試験を実施、4月25日に発表した合格者の数は、さらに少ない21人に過ぎなかった。当時、高麗大学校の俞英濬は、こういった原因を、①当時は、一部中等教員は四年制大学で養成され（師範大学の場合）、一部中等教員は4年制大学（文理科大学などの場合）卒業後さらに1年間の教育（教育研修院）を受けなければならないという教育年数に対する不公平感と、またそれに伴う教育研修院卒業者に対する身分上の優遇策の不備、②「教育研修院」開院当時は、資格証を有しながらも、教職に就くことができなかつた者が多かったので、<sup>41)</sup> 研修院卒業後の就職展望に対する不安感があったからであると分析している。<sup>42)</sup>

結局5月2日の開院式は21人を以てスタートし、教授陣は教職教養科目を師範大学教授に担当させ、他の科目は、美大、音大、商大など各大学教授に委嘱して各科指導法や教材研究を担当させることにしたのである。

## ② 教育研修院の廃止

教育研修院運営の実態がこのようになると、師範大学の内には教育研修院制度に対する再検討が論議されはじめ、師範大学教授たちからなっている「教師教育研究委員会」が4月15日から6月2日まで8次に亘る研究会を開いた。そして、現行の教員養成制度を全般的に改革しなければならないことに意見が一致、建議案を作成し、文教部に建議した。その建議案の主要内容は、<sup>43)</sup>

①中等教員は、現存する師範大学（ソウル大学校師範大学、慶北大学校師範大学、公州師範大学、梨花女子大学校師範大学、首都女子師範大学）で担当すべきこと。

②一般大学中教育学科のあるところでは教職課程を設置することができる。

③教育研修院は「教育行政官研修院」と吸收、合併して将来新設される「教育大学院」へ統合されなければならない。

というもので、その中身は、ほぼ従前の通りに戻すことであった。当時この建議案が、政府にどの程度影響力を与えたかについては確認できないが、文教部は、同年11月29日から同年12月21日まで文教部諮問機関である「文教政策審議委員会」への問題を回付して、教員養成制度に対する総合的な検討を行なった。同委員会は、まず現行教員養成制度の問題点を、①師範大学が教員養成機関としての機能を果たしていないし、または体系化されていないこと、②教育研修院運営が所期の成果を上げていないこと、③教員に必要な教育技術と人格陶冶面が足らない、と3点でまとめた。そして、その解決の方法として、①師範大学に中学校高等学校の基本科目に該当する各学科を設置すること、（廃止された各科の復活へつながる）②教育研修院を廃止すること、③文理科大学に教職課程を継続設置（すなわち、教職課程の復活）すること、④教育大学院を新設して履修者を優遇

することという案を出し、票決に付した結果、出席委員12名中賛8否4で無修正可決された。もちろんそれに対しては、師範大学と文理科大学の間に学科の重複が生じるから、師範大学の復科は不当であるという意見もでたし、教育研修院の成果が不振だというのは速断であり、教育研修院を廃止<sup>45)</sup>せず、教員養成制度を発展的に運営すべきであると言う意見も粉々したという。

この「文教政策審議委員会」の諮問を受け、文教部は、同年12月31日閣令第1133号で、教育研修院を1963年2月をもって、廃止することを公布し、実際1963年2月末には英語科4人をはじめ17人の初卒業者の輩出とともに、結局廃止することになった。その代わりに、既に廃止した師範大学の各学科と一般大学の教職課程が復活することになったのである。<sup>46)</sup>

## VI. 結論

以上のように、1954年の一般大学の教職課程が設置されてから教育研修院の廃止まで述べてきたが、その過程はおよそ次のようにまとめることができよう。

- ①解放以後、急速に上昇する就学率とともに大学などの高等教育機関が膨大な拡大を果たした。そこには、国民の高い向学熱などの内部的自発性と大学生徵兵保留や、就職難の代用品としての大学という外部的誘引剤によって、多くの大学人口の膨張を産んだが、當時韓国には、そのような膨大な大学卒業者を受容できるほどの経済的、社会的条件がまだ整っていなかった現実が認められる。
- ②UNESCO-UNKRA教育計画使節団が報告しているように、解放後の韓国では、深刻な教員不足問題の打開の為、多くの無資格教員が学校現場へ送り出された。当時滞在中であった教育使節団を含めて学校教育に関心を持った人々は、教員の質的低下を憂慮し、教員になるためには、特別な教育が必要であるという認識で一致した。その点では、文理科大学や師範大学も同じである。
- ③1950年代半ばから、臨時教員養成所や多数の一般大学教職課程出身の輩出により、教員養成問題は、量から質の問題へ関心が向けられるようになった。しかし、中等教員養成政策の基本方向に対する十分な検討が行われる前に、師範大学卒業者の就職難問題に襲われたため、文教部は、師範大学主、一般大学従という在来的格式によって、一般大学の教員養成を制限した。これをきっかけにして、文理科大学と師範大学の間には激しい論争が起こるようになった。論争は、同一の総合大学内の単科大学間行政の不協和を露呈し、また専門家の見識を結集し、大学行政をリードするだけの政府の政策遂行能力不足を反映するものであった。
- ④しかし、師範大学が一般大学の非難のターゲットとなる背景には、師範大学自体の問題点も指摘しなければならない。目的的大学としての教育課程上の特徴や教育実践において、当時における師範大学は確固たる理念を持たず、また模索中であったことを認めなければならない。
- ⑤師範大学は、さらに確固たる教員養成理念を持たない5.16革命政府の「大学整備政策」という大枠に巻き込まれ、その存在価値が否定されたのである。
- ⑥「教育研修院」は、師範大学で廃止された各科の教員養成機関として、また一般大学卒業者の教職教養に関する専門教育機関として、革命政府の「教職教養に関する専門的な素養を持った優秀な中等教員の養成」という目的とは裏腹に、師範大学一部学科の廃止の代わりに設置されたため、師範大学からは歓迎されなかつたし、また一般大学卒業者だけがもう1年修学する教育機関になつたため、文理科大学からも歓迎されなかつた。両側からの支持基盤を失い、ついに消滅しなければならぬ。

なかったのである。韓国の教員養成制度史において、一つのしかも大きな試行錯誤の産物であったと言わなければならない。ただし、中等教員養成をめぐる文理科大学と師範大学との論争の制度的結果が5.16革命政府の教員養成制度改革試図においては、一つの試行錯誤で終わっただけに、中等教員養成をめぐる理念の対立は完全に解消されたとは、言いかたい。5.16革命政府以後におけるその理念の対立については今後の課題としたい。

### <注及び引用文献>

1. 김영우, 『한국중등교원양성교육사』 교육과학사, 1989년, 158쪽
2. 오천석, 『한국신교육사』 현대교육총서출판사, 1964년, 498-503쪽
3. 김경수, “대학정비안의구체안,” 『사상계』 (1961년4월), 160쪽
4. 윤형원, 『한국교원교육제도변천에대한사적고찰』 한국교원교육연구회, 1985년, 12쪽
5. 김영돈, “교원양성정책에대한문제점,” 『새교육』 126호 (1965년4월), 34쪽
6. 김영우, 전개서, 160-161쪽
7. 臨時教員養成所は、1958年まですべて廃止された。(서울특별시교육회, 『대한교육연감』 1957년, 132쪽)
8. 한국교육십년사간행회, 『한국교육십년사』 풍년사, 1960년, 35쪽
9. 유진오, “교육대학의신설을,” 『새교육』 65호 (1958년8월), 10쪽
10. 문교부, 『문교월보』 39호 (1958년12월), 73쪽
11. 최계영, “문리과대학과사범대학의시비론,” 『교육연구』 17호 (1961년2월), 이화여자대학교 사범대학교육학과 교육연구회, 85쪽
12. 대한민국국회, 『제4대국회 (제30회국회) 법률에관한서류 (3)』 대한민국국회, 208쪽
13. 상개서, 198-208쪽
14. この法律案は58年12月31日第30回国会会期不継続により廃棄され、実行には移らなかった。  
尹宅重議員は、5.16革命直前文教部長官になっていたことは注目される。
15. 이종수, “교사국가시험은시대역행이아닌가,” 『새교육』 65호 (1958년8월), 9쪽
16. 유진오, 전개논문, 12쪽
17. 경북대학교 『경북대학보』, 172호, 1960년6월27일
18. 경북대학교 『경북대학보』, 174.175합병호, 1960년7월18일
19. 상개신문
20. 例えば「師範大学卒業者よりも一般大学が優秀であるという教育門外漢の皮相的 意見」(고광만 “한국교육의당면문제,” 『교육』 8호 (1958년10월), 9쪽) 「どこの文理科大学出身がどの師範大学出身より優れているのか分からぬ」(이종수, 전개논문, 10쪽)
21. 허현, “현교사양성기관을개편하라,” 『교육평론』 20호 (1960년1월), 19쪽
22. 이양하, “모든대학졸업생이교원이되는길이열리기를,” 『교육평론』 22호 (1960년4월), 19쪽
23. 서명원, “사범교육의현재와장래,” 『교육평론』 13호 (1959년6월), 17쪽
24. 이인기, “국립대학수준향상을위한기구개혁,” 『사상계』 (1961년4월), 166-167쪽
25. 문교부, USOM, 『한국국립고등교육기관실태보고서』 1960년5월, 37- 38쪽
26. 서명원, “현행교사양성의비판,” 『교육』 제8호 (1958년10월), 서울대학교사범대학교육회, 56쪽

27. 이인기, 전개논문, 166-167쪽
28. 김영돈, “악조건을무릅쓰고전진일로,” 『새교육』 (1965년8월호), 18쪽
29. この教育特別審議会は、1955年10月29日発足し、その委員会規定によれば委員は50人以内で（実際任命されたのは65人）、教育制度分科委員会をはじめ9個の分科委員会が設置され、師範教育に関しては、おもに、師範教育分科委員会と教育制度分科委員会で論議された。（서울특별시교육회 『대한교육연감』 1956년, 106-108쪽）
30. 문교부, 『단기四二九〇년중문교행정사정업적』 1957년, 419쪽
31. 유진오, 전개논문, 11쪽
32. 문교부, 전개서, 437쪽
33. 이항녕, “교육특심의답신서비판,” 『새교육』 9권9호 (1957년9월) 10-15쪽  
この教育特別審議会の答申は文教部に渡され中央教育委員会で通過され国会回付されたが国会文教社会分科委員会で時期尚早、予算上の理由で廃棄された。（김영돈, 상개논문, 17쪽）
34. 경향신문, 1961년8월16일
35. 유재봉, 김강현, 신두범 공저, 『혁명정부문교법령해설』 법통사, 1962년, 115쪽
36. 서울대학교사법대학30년사편찬위원회, 『민주교육의요람－서울대학교사법대학30년사』 1975년, 152쪽。
37. 서울대학교사법대학40년사편찬위원회, 『서울대학교사법대학40년사』 1986년, 46쪽。
38. 김영우, 전개서, 184쪽
39. 서울대학교총무과, 『제규정집』, 1962년, 45-47쪽
40. 서울대학교, 『대학신문』, 1962년, 4월26일
41. 상계신문
42. 유영준, “타당한중등교사교육제의발전을위하여,” 『교육평론』 52호 (1963년2월), 19쪽
43. 서울대학교, 『대학신문』, 1962년5월3일
44. 상계신문, 1962년6월21일
45. 한국군사혁명사편찬위원회, 『한국군사혁명사』 제1집 (상) 1963년, 512-513쪽
46. 김영우, 전개서, 186쪽